

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(公共建築住宅課)

ページ

号外(二) 平成二十四年八月一日

## 規則

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成二十四年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十八号

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県営住宅条例施行規則(昭和三十六年岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 特定公共賃貸住宅の管理(第十八条 第二十一条)」を「第三章の

特定公共賃貸住宅の管理(第十八条 第二十一条)に改める。

二 特別賃貸住宅の管理(第二十一条の二 第二十一条の四)」

第三条第一項中「同居しようとする親族を有し、かつ、同居しようとする親族のすべて」を「現に同居し、又は同居しようとする親族(以下「同居親族」という。)を有し、かつ、同居親族の全て」に改め、同条第二項及び第三項中「現に同居し、又は同居しようとする親族」を「同居親族」に改める。

第九条第一項中「条例第十六条第四項」の下に「及び第三十六条の四」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 特別賃貸住宅の管理

(入居者の資格)

第二十一条の二 条例第三十六条の二第一号イの規則で定めるものは、ソフトピアジャパンセンター条例(平成七年岐阜県条例第四十六号)第一条に規定するソフトピアジャ

パンセンターの施設内及びその周辺地域で知事が別に定める地域に所在する事務所若しくは事業所に勤務する者又は当該事務所若しくは事業所で事業を行う個人がある世帯とする。

2 条例第三十六条の二第一号口の規則で定めるものは、次に掲げる世帯とする。

- 一 子育て世帯 同居親族に十八歳未満の者がある世帯
- 二 高齢者世帯 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第五条に掲げる要件を満たす者がある世帯
- 三 障がい者世帯 第一条の二第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定に該当し、かつ、同居親族がある世帯又は同居親族に同条第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定に該当する者がある世帯

四 その他特に居住の安定を図る必要があるものとして知事が認める世帯

3 条例第三十六条の二第二号の規則で定める基準は、入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、知事が認定した額。以下この項において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額（以下この章において「所得」という。）が十五万八千円以上四十八万七千円以下とする。

- 一 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者（以下この項において「控除対象配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この項において「扶養親族」という。）で入居者及び同居者以外のもの一人につき三十八万円

二 控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族に同項第三十四号の四に規定する老人扶養親族がある場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円

三 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

四 入居者又は第一号に規定する者に所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者一人につき二十七万円（その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）

五 入居者又は同居者に所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦又は同項第三

十一号に規定する寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫一人につき二十七万円（その者の所得金額が二十七万円未満である場合には、当該所得金額）

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、条例第三十六条の二第二号の規則で定める基準を満たすものとする。

- 一 所得が十五万八千円に満たない者のうち、就職等により所得の上昇が見込まれる者であつて、特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認めるもの
- 二 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認める者（所得が四十八万七千円以下の者（十五万八千円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）（特別賃貸住宅の家賃等）

第二十一条の三 条例第三十六条の三第一項の規則で定める額は、次の表のとおりとする。

住宅名	部屋種別		床面積(平方メートル)	金額(円)
	単身用	世帯用		
ソシア・フラット	一DK	一LDK	二五・六三	四七、三〇〇
	二DK	二LDK	四〇・八二	五四、六〇〇
	二DK	二LDK	五一・二七	六四、二〇〇
ソシア・フラット	一DK	一LDK	五一・二七	六四、二〇〇
	二DK	二LDK	五五・〇七	六七、五〇〇
	二DK	二LDK	五五・〇七	六七、五〇〇
ソシア・フラット	三LDK		七六・九	七七、三〇〇

2 条例第三十六条の三第二項の規則で定める入居者負担額は、次の表のとおりとする。

住宅名	部屋種別	床面積(平方メートル)	所得の区分		金額(円)
			所得区分	金額(円)	
ソシア・フラット	単身用	一DK	二五・六三	二三八、〇〇〇円未満	三七、〇〇〇
			二五・六三	二三八、〇〇〇円以上	三八、五〇〇
			二五・六三	二六八、〇〇〇円未満	四〇、三〇〇
ソシア・フラット	単身用	一DK	二五・六三	二六八、〇〇〇円以上	四〇、三〇〇
			二五・六三	二六八、〇〇〇円未満	四〇、三〇〇



額申請書」を「県営住宅家賃減額申請書」に、「特定公共賃貸住宅の」と「県営住宅の」に改める。

同記第百二十七号第廿五「第20条」を「第21条、第21条の4」に、「特定公共賃貸住宅家賃減額承認書」を「県営住宅家賃減額承認書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年八月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐 阜 県 庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社